欠員地区の民生委員・児童委員を募集しています

「地域の身近な相談相手」である民生委員・児童委員は、令和4年12月1日付けで厚生労働大臣の委嘱を受け市内各地区で活動していますが、現在、欠員となっている地区があるため、委員候補者を募集しています。

該当地区で民生委員・児童委員に興味のある方や推薦に協力いただける方は、地域共生社会推進課にご連絡ください。

▶欠員地区

つるまき
一持田(県道128号から北側)
持田西
清水町(1～3番地)
二佐間(一丁目3、5～9、13～15、二丁目1)
旭町(9～16)
東台
三谷郷(南部、薬師堂北側道路より南側)
小橋団地
成田(本丸3～7、18～23、16の一部)
城西2丁目

▶選任要件　78歳未満でその地域に居住し、広く社会の実情に通じ、社会福祉の活動に理解と熱意がある方※知識や経験は不要

▶主な活動内容

- 地域住民と行政機関・関係機関とのつなぎ役として、地域住民からの相談や悩み事を伺い、市や福祉関係機関につなげる
- 高齢者や子育て世帯などに対して声掛けなどをして見守りを行う
- 行政や関係機関からの依頼があった際に調査業務などに協力する

▶任期　1期3年で再任可(令和7年12月1日に一斉改選が行われます)

▶報酬など　給与の支給はありませんが、交通費や通信費などの活動費(定額)を支給します。

▶問い合わせ　同課地域福祉担当(内線285)

第2次行田市自殺対策計画(案)について意見を募集します

市では、地域の課題を踏まえて、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するための計画となる行田市自殺対策計画の策定を進めています。

このたび、計画案がまとまりましたので、市民の皆さんから広く意見を募集します。

▶募集期間　2月10日㈪～3月11日㈫

▶閲覧場所　健康課、市政情報コーナー、南河原支所、市ホームページ

▶意見の提出が可能な方

(1)市内在住の方
(2)市内で事業を行っている方または団体など
(3)市内在勤・在学の方
(4)市に対して納税義務を有する方または団体など
(5)当該計画に対して利害関係を有する方または団体など

▶提出方法　前項のうち該当する番号(1)～(5)と、個人の場合は住所、氏名、電話番号を、法人など団体の場合は事務所の所在地、名称、代表者の氏名、電話番号を明記の上(様式自由)、持参、郵送、FAX、Eメール、行田市電子申請・届出サービスのいずれかの方法で提出してください。

【持参・郵送】〒361―8601　行田市本丸2―5　行田市健康課
【FAX】556―3551
【Eメール】kenkou@city.gyoda.lg.jp

▶その他

- 電話や口頭での受け付けは行いません。
- 個別の回答は行いません。
- 個人を特定できないように編集し、概要を市ホームページで公表します。
- 意見に基づいて計画を修正した場合は、その内容を公表します。

▶問い合わせ　同課保健事業担当☎553―0053

あなたも行田市の登録手話通訳者になりませんか

聴覚・音声または言語機能に障がいのある方に対して、手話通訳を行う登録通訳者の選考試験を実施します。登録後は、派遣申請に基づき手話通訳業務を依頼します。

▶日時　3月2日㈰午前9時30分～正午(予定)
(午前9時から受け付け)

▶場所　総合福祉会館「やすらぎの里」

▶受験資格　令和7年4月1日現在、満18歳以上の方(学生を除く)

▶試験内容

【筆記】
①行田市の福祉に関する知識
②聴覚障がい者に関する知識
③障がい者福祉に関する知識
④手話通訳に関する知識
【聞き取り】手話表現
【読み取り】口述
※手話通訳士の資格を有する方、全国統一試験または埼玉県の登録手話通訳者認定試験に合格している方は面接のみ実施

▶申し込み　2月3日㈪から福祉課および行田市社会福祉協議会で配布する所定の申込用紙に必要事項を記入し、選考試験実施要領を参照の上、2月20日㈭(必着)までに提出してください。
※実施要領と申込用紙の配布は、土・日曜日、祝日を除く

▶問い合わせ　同課障がい福祉担当(内線334)または同協議会☎557―5400

行田市こども計画(案)について意見を募集します

市では、子ども・子育て支援事業計画を含む本市の子どもに関する施策の総合的な計画となる行田市こども計画の策定を進めています。

このたび、計画案がまとまりましたので、市民の皆さんから広く意見を募集します。

▶募集期間　2月10日㈪～3月11日㈫

▶閲覧場所　子ども未来課、市政情報コーナー、南河原支所、市ホームページ

▶意見の提出が可能な方

(1)市内在住の方
(2)市内で事業を行っている方または団体など
(3)市内在勤・在学の方
(4)市に対して納税義務を有する方または団体など
(5)当該計画に対して利害関係を有する方または団体など

▶提出方法　前項のうち該当する番号(1)～(5)と、個人の場合は住所、氏名、電話番号を、法人など団体の場合は事務所の所在地、名称、代表者の氏名、電話番号を明記の上(様式自由)、持参、郵送、FAX、Eメール、行田市電子申請・届出サービスのいずれかの方法で提出してください。

【持参・郵送】〒361―8601　行田市本丸2―5　行田市子ども未来課
【FAX】556―3551
【Eメール】kodomo@city.gyoda.lg.jp

▶その他

- 電話や口頭での受け付けは行いません。
- 個別の回答は行いません。
- 個人を特定できないように編集し、概要を市ホームページで公表します。
- 意見に基づいて計画を修正した場合は、その内容を公表します。

▶問い合わせ　同課子ども・子育て担当(内線293)

ご注意ください　あなたの土地が狙われています

近頃、言葉巧みに話を持ち掛けて同意を取り、または同意を取らずに、法令手続きを無視して短期間に大量の土砂などを堆積する事例が発生しています。

土砂を堆積するには法令手続きが必要です。違法な土砂などの堆積が行われた場合、これらの責任や撤去費用の負担は、行為者だけでなく、土地所有者に及ぶことがあります。うまい話があっても安易に土地を貸さない、定期的に土地を見回るなど、自分の土地は自分で守りましょう。

▶問い合わせ　埼玉県農業政策課☎048―830―4025
または埼玉県産業廃棄物指導課☎048―830―3135

第3期行田市まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)について意見を募集します

市では、これまで2期にわたり、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、地方創生を推進してきましたが、第2期総合戦略の計画期間が令和6年度をもって終了することから、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする第3期総合戦略の策定を進めています。

このたび、計画案がまとまりましたので、市民の皆さんから広く意見を募集します。

▶募集期間　2月12日㈬～3月13日㈭

▶閲覧場所　市政情報コーナー、南河原支所、市ホームページ

▶意見の提出が可能な方

(1)市内在住の方
(2)市内で事業を行っている方または団体など
(3)市内在勤・在学の方
(4)市に対して納税義務を有する方または団体など
(5)当該計画に対して利害関係を有する方または団体など

▶提出方法　前項のうち該当する番号(1)～(5)と、個人の場合は住所、氏名、電話番号を、法人など団体の場合は事務所の所在地、名称、代表者の氏名、電話番号を明記の上(様式自由)、持参、郵送、FAX、Eメールのいずれかの方法で提出してください。

【持参・郵送】〒361―8601　行田市本丸2―5　行田市企画政策課
【FAX】553―1355
【Eメール】kikakuseisaku@city.gyoda.lg.jp

▶その他

- 電話や口頭での受け付けは行いません。
- 個別の回答は行いません。
- 個人を特定できないように編集し、概要を市ホームページで公表します。
- 意見に基づいて計画を修正した場合は、その内容を公表します。

▶問い合わせ　同課企画政策担当(内線309)

教育文化センター「みらい」のLED化改修工事に伴い文化ホールの利用を休止します

教育文化センター「みらい」では、施設のLED化改修工事を予定しています。

工事期間中は、文化ホール部分が利用できなくなります。施設をご利用の皆さんにはご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

なお、中央公民館、図書館などについては通常どおり利用できます。

▶工事期間　11月5日㈬～令和8年1月31日㈯

▶問い合わせ　教育文化センター「みらい」☎556―2649